

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第二十七号

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例施行規則（平成十四年秋田県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表七の項中「介護老人保健施設」の下に「及び同条第二十九項に規定する介護医療院」を加える。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。